主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実

控訴代理人は、「原判決中被控訴人に関する部分を取り消す。被控訴人の申請を却下する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、 被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の関係は、原判決一一枚目裏五行目から六行目の「被申請人代表者本人尋問の結果」とあるのを「証人Aの証言」と訂正し、次に記載する事項を付加するほか、原判決事実摘示中の被控訴人に関する部分と同一であるから、これを引用する。

(被控訴代理人の主張)

一、本件転勤命令の背景と組合破壊の意図

昭和三六年一二月秋田相互銀行労働組合(以下労組という)が結成されて以来、控訴銀行は人事権万能をふりかざし、配転、昇絡、昇格の差別を中心として労組を破壊と合理化政策を進めてきた。すなわち、昭和三七年の春斗の最中に一部職制を優遇、支援して労組を分裂させ、秋田相互銀行従業員組合(以下従組という)を昭成させたのをはじめ、同年八月に行われた労組破壊を目的とする大人田市がを昭立、方にから同四〇年にわたる女子従業員の遠隔地配転、労組役員を秋田市がその直入をの配転、夫婦親子別居ないと活事情無視の配転、本件異動などがその最も顕著な例である。そして、労組員に対してはまちがいない。特別を受けいれて配転を行い、夫婦別居配転を例にとると、労組所属時には別居できるところへの配転を餌に労組がならない。労組破壊の武器として使われている。これは明らかに夫婦別居配転を勧誘するという巧妙なやり方をとつている。これは明らかに夫婦別居配転が組織をの武器として使われている。

短いたは、 では、被控訴人の本件異動理由を、横堀支店勤務のBが労組専従に就任した。 を、横堀支店勤務のBが労組専従に就任した。 を、横堀支店勤務のBが労組専びに就任した。 を、横広ともなう補充のためで、両名の担務をとしているが、日掛を中心とは最高 意先係の業務は、銀行業務のうちでも最も簡単初歩的なもので特別の能力や経験を必要とせず、控訴銀行でも従来主に新入行員の教育訓練のためにやらせていたほどであり、また、両名の職務遂行能力にしてもいずれも普通程度としか評価されている。 であり、また、両名の職務遂行能力にしてもいずれも普通程度としか評価されていたのである。したがつて、Bの後任としては、いわば八〇〇名の全従業してなかつたの対象たりえたもので、被控訴人以外になかつたなどという理由はなく、を を三週間後に控えた同人を選んで横堀と秋田市に夫婦別居を強い、その生活を 破壊してまでも転勤させねばならない業務上の緊急性及び必要性は全くなかつた。

更に、控訴銀行は、本件異動を行うについて労組の組合事情も十分考慮したと主張するが、これも事実に反する。労組本部及びその交渉の相手方たる控訴銀行の本店はいずれも秋田市にあるから、労組の本部執行委員である被控訴人の活動が秋田市を中心として行われることは当然であり、それ故に労組は従来から一貫して本部執行部役員の秋田市集中を要求してきたのにかかわらず、本件転勤命令は右の要求とは全く逆のものであつて、異動前の昭和町と異動後の山形県境に近い横堀とを比較すれば、被控訴人の組合活動が時間的、肉体的、経済的に数倍の制約を受け、労組の運営上に大きな支障をきたすことは明らかである。

このように、本件転勤命令はなんら業務上の必要性がなく、労組破壊の意図をもつて行われたものである。

二、本件転勤命令と不当労働行為

被控訴人は本件転勤命令が発令されてから三週間後の昭和四一年九月一一日控訴銀行土崎支店勤務のCと結婚したが、右命令により、新婚早々から被控訴人は横堀で下宿生活、Cは秋田市でアパート生活を余儀なくされたものであり、この別居生活が被控訴人夫婦にいかに甚大な精神的、肉体的、経済的苦痛を与えたかは改めていうまでもない。また、右命令が労組役員としての被控訴人の組合活動を著しく困難ならしめたことは前記のとおりであるが、更に、一般組合員に対しても被控訴人のように組合運動を熱心にやると狙打ち配転をされるという怖れを与えるなど労組の活動全般を大きく制約する結果となつた。このような転勤命令は、被控訴人の正

当な組合活動の故をもつてなされた不利益な取扱いであるとともに、労組に対する 不当な支配介入というべきであり、労働組合法第七条第一号及び第三号の不当労働 行為に該当する。

三、人事権の濫用及び公序良俗違反

本件転勤命令は、異動原案作成の過程から本人の意思を全く無視して一方的に強 行されたものである。すなわち、被控訴人は、昭和四一年七月一五日D支店長を通 同年九月一一日に結婚するから秋田市内支店への転勤を希望する旨上申し、そ の回答を待つていたところ、控訴銀行は、その後なんの連絡や回答もなしに、また 労組に内示することもなく、同年八月一一日突然一方的に本件異動を通知し、翌日 から再三にわたる労組よりの団体交渉の申入れに対しても終始これを拒否して同月 一六日発令を強行し、しかも従来の慣行を無視して即日赴任を命令した。 このよう な異例のやり方は、執行委員の異動には組合の同意を要するという旧労働協約以来 の慣行に反するばかりでなく、本件の場合は、事前に被控訴人より結婚の予定が申 し出られ、銀行側としては異動原案作成の段階ですでに被控訴人を横堀に転勤させ ると同人夫婦が新婚早々別居を強いられることを熟知していたのであるから、例えば秋田市周辺の同居可能支店への配転を考えるとか、銀行側の事情を説明して本人 の納得に努めるとか、それ相当の配慮、措置をなすべきが当然の責務であり、これ を全くなすことなく一方的に人事権を行使することはとうてい許されない。しかる に、控訴銀行は右の責務をつくすことなく、別居については過去において特別な配慮をしたことがないとか、銀行に転勤があることは当然知つているはずであるなど の理由のみをあげて、本件転勤命令を強行し、夫婦同居の権利義務を侵害し、かつ 家庭生活を破壊した。そればかりでなく、右命令は婦人の勤労権を侵害し、また使 用者の共働き保護義務にも違反する。いうまでもなく女性も勤労の権利をもつもの であるから、共稼ぎの妻といえども労働の意思と能力を有する以上、夫の転勤によ つてその就労の機会を奪うことは許されず、夫を転勤させる場合には、それにより 夫婦の結婚生活に重大な影響を及ぼすことのないよう十分配慮し、それ相当の措置 をとるべきであつて、本件異動当時控訴銀行の秋田市内店には二七四名、同市周辺の同居可能地域には三三三名もの従業員が配置されていたのであるから、銀行側が 努力しさえすれば被控訴人夫婦の同居による共稼ぎは容易に実現可能であった。今日、共稼ぎ夫婦に対する人事権の行使につき別居をきたさぬよう配慮することは、 公務員をはじめ多くの企業においても広く行われているところであるが、控訴銀行 のみは、本件転勤命令において、夫婦別居の問題は本人たちが考えればよいことで 銀行とは関係がないとして、被控訴人夫婦に別居か妻の退職かの二者択一を迫り、 同夫婦の共稼ぎの権利を侵害したものであつて、いまだに別居解消のためのなんら の措置も講じていない。

以上の諸点からすれば、本件転勤命令は人事権の濫用であり、公序良俗に違反するというべきである。

(控訴代理人の主張)

## 一、本件転勤命令の業務上の必要性

原判決は、本件転勤命令が業務上の必要のみから行われたものではなく、主とし て被控訴人の組合活動に対する反組合的動機に基因するものと認定した。 がら、控訴銀行がBの組合専従就任にともなう横堀支店の補充について被控訴人を あてたのは、同人が異動期にあり、また、その勤務態度から昭和支店より転出させる必要もあつたところ、同人の性格が県南地方に適するとともに、同地方においては当時農家の供米代金を吸収する時期に当り横堀支店の欠員を放置しておくことが できなかつたからであり、この間、Bと被控訴人の特異な担務歴の共通性、すなわ ち両名とも入行以来日掛を主体とした得意先係を八年間にわたり担当しているとい う事情が勘案されたのである。当時両名のような特異な担務歴をもつ者は他従業員 には見当らず、もとより本件異動原案作成時の異動対象者のなかにもいなかつた。 そしてまた、かかる特異な担務歴の持主を受けいれうる支店は横堀支店のほかに存 在しなかつたし、被控訴人の希望するように同人を秋田市内支店に転勤させることは同人の勤務実績からいつても不可能であつた。本件転勤命令は右のごとき業務上 の必要によるものであつて、なんら反組合的意図にもとづくものではない。原判決 は、被控訴人を労組における斗士の一人であつたと認定して前記のように判断して いるが、同人が労組結成準備委員であつたとの事実は明確を欠き、昭和三七年に自 ら進んで執行委員になつたとの事実も明らかでないし、昭和三八年二月当時には被 控訴人は組合専従者として休職中であつたから、その頃オルグ活動のため職場離脱 の申請をして不許可にされたなどということがあるはずはなく、同年九月の旅費そ

の他の件での控訴銀行との交渉なるものも特段被控訴人の組合活動を裏づけるものではない。ましてや昭和四一年七月のD支店長に対するメリツト問いただしなるものにいたつては、全く組合活動などといいうる余地はない。控訴銀行では、メリツトに疑問があるときはいつでも上司にきくよう指導しており、疑問をもつた従業員は誰でも上司に事情をきいているのである。したがつて、原判決の前記認定は誤りである。

二、本件転勤命令において斟酌された業務外の事情

控訴銀行では、従業員を異動させるに当り、従来から業務上の必要ばかりでなく、本人の希望意見にもとづく個人的事情をも十分斟酌している。すなわち、まず異動原案の作成段階において、従前の異動で実現できなかつたいわゆる懸案事項をの他の個人事情が斟酌され、次いで異動内示後本人に異議のある場合、組合からの申入れにより小委員会を開いて異動原案作成時に判明しなかつた個人事情について斟酌(異動の延期、取消、変更)することとなつており、更に、右小委員会で解了したのでは、発令後においても引続きこれが解消に努めている。控訴銀行における夫婦別居例は従来も非常に多かつたが、昭和四〇年八月船以下に異動した日を夫婦別居解消のため翌四一年四月に象潟支店に転勤させたことなどは右努力の一例である。

ところで、本件異動については、異動原案の作成に当り、前記業務上の必要性の ほか、労組事情や被控訴人の個人事情をも斟酌した。被控訴人は、昭和四一年七月 二五日頃昭和支店長に対し婚約を理由に異動を申し出たが、その結婚の時期が同年 九月であるということを確定的なものとして明言しなかつたので、婚約中であると いう事実は、同人が現実に結婚した場合の措置として斟酌したのである(ちなみ に、控訴銀行においては行員同士の共稼ぎは従来例がなかつた)。そして、同年八 月一〇日の内示後労組からの申入れにより同月一五日に被控訴人ら五名について小 委員会が開催されたが、被控訴人の異議の内容は異動原案作成時に考慮した事情の 域を出なかつたので、右小委員会において十分に各人の異動事由を説明したうえ、 翌一六日付をもつて発令した。その後同年九月三〇日さきに異議のあつた五名のう ち、夫婦別居の問題がある被控訴人と原審申請人Fの両名については、将来の問題 として具体的に検討するということが控訴銀行と労組間に確認され、控訴銀行とし ては同人らの妻を異動先支店付近の同居可能な支店に転勤させることなどを検討す る余地があると考えていたのであるが、同年一〇月一三日にいたり、労組はにわか に本件転勤命令の白紙撤回を前提とする団体交渉でなければ検討の余地はないとし て、一方的に前記確認にもとづく検討を拒否し、昭和四二年三月三一日本件仮処分 を申請するにいたつたのである。このような経過からみれば、「控訴銀行は、被控 訴人が本件転勤命令により新婚早々から別居生活を送らざるをえないことを熟知し ながら、過去において考慮した例がないからとの理由のみで別居解消のための手 段、手当をなにひとつ打ち出すことなく、遠隔地である横堀へ転勤させたことは明らかに不利益な取扱いをしたものである。」とした原判決の認定はあまりにも事実 から遊離したものといわなければならない。 三、本件転勤命令の被控訴人に及ぼす影響

本件転勤命令が被控訴人に与えた不利益なるものは、転勤にともない通常生ずる程度のものを出でず、格別取りあげるほどの事情はない。もともと被控訴人夫婦は本件異動前に同居していたわけではなく、別居もさほど長期にわたるものとは考えられないこと、Cの住居は同人の実家の近くにあり、両親も健在であること、結婚後は被控訴人とCの双方にそれぞれ下宿手当もしくは住宅手当が支給されていること、横堀がいわゆる辺地ではないことなどを勘案すると、本件転勤により被控訴く、の受ける精神的、経済的不利益は他の別居例と較べて決して特別なものではなく、また、組合活動の点についても、同人が労組の斗士などでなかつたことは前記のとおりであるから、いずれの面からみても通常の不利益の域を出ないものというべきである。

(証拠関係) (省略)

理 由

第一、控訴銀行は、転勤とか異動の命令は労働契約にともなう使用者の指図、指示にすぎず、法律行為でないから、民事裁判においてその効力を争うことはできない旨主張する。しかし、一般に労働契約においては、特別の合意のないかぎり、労働者が自己の提供する労働力の使用を包括的に使用者に委ねるものであり、使用者

この契約上の権限にもとづき労働者の給付すべき具体的労働の種類、態様、場 所等を個別的に決定し又はその変更を命じうるのであるが、労働の場所は、それが 実際上労働者の生活関係に重大な影響を及ぼす労働条件であることにかんがみる と、賃金等と並んで労働契約の内容をなすものというべきであるから、右労働場所 の変更をきたす転勤命令を、使用者のたんなる事実上の指示ないし指揮命令の関係 と同視することはできず、当該労働契約の内容に変動を生ぜしめる形成的意思表示 であると解するのが相当である。したがつて、かような転勤命令の効力の有無は当 然民事訴訟において争いうるものであり、それが不当労働行為等の理由により無効 である場合には、命令先の新任地において労働する義務のないこともしくは旧任地を労働場所とする雇傭関係が存在することを定める趣旨において、訴訟上その転勤 命令の効力停止を求めることもできるものと解される。よつて控訴銀行の前記主張 は採用しない。

第二、被控訴人が相互銀行業を営む控訴銀行の昭和支店に勤務していたところ、昭 和四一年八月一六日同支店から横堀支店への転勤を命じられたことは当事者間に争 いがない。被控訴人は、右転勤命令が不当労働行為であり、しからずとしても人事 権の濫用ないし公序良俗違反であると主張するので、以下右命令の効力について判 断する。

一、本件転勤命令の経緯及び理由

(一) 成立に争いのない乙第一号証、第二号証の一、二、第三号証、原審証人Gの証言により成立を認める乙第五号証、第三五号証、第七一号証、同Aの証言により 二、第三号証、原審証人Gの 成立を認める乙第三三号証、同日の証言により成立を認める乙第六八号証、当審証 人Iの証言により成立を認める乙第七九、八〇号証、同Jの証言により成立を認める乙第八一号証、同Gの証言により成立を認める乙第八四号証と右各証言を綜合す れば、控訴銀行は、秋田市にある本店のほか秋田県内一円に三三支店、青森、岩 手、山形の隣接三県に五支店を有し、従業員総数約八〇〇名であるが、その就業規 則第六条に「会社は業務上の都合で職員の転勤又は係替えを命ずることがある。 の場合職員は正当の理由がなければこれを拒むことができない。」との規定があ り、従来これにもとづいて例年二月、四月、八月の三回にわたり、欠員の補充、業務の拡張、適性の発見、職場の人間関係の改善等の観点から、原則として同一店に三年程度勤務した従業員を対象として定期異動が行われており、本件転勤命令も昭和四一年八月に当時の全従業員七八九名中三五名について行われた右定期異動の一環である。 環であること、被控訴人は昭和三三年四月高校卒業後控訴銀行に入行し、昭和三八 年八月以来昭和支店(秋田県南秋田郡〈以下略〉所在)に勤務していたもので、昭 和四一年八月には一応異動時期が到来するうえ、かねてより同支店のD支店長との 関係が円満を欠き同支店長から転出方を上申されていたため、控訴銀行の人事部で は被控訴人を同年八月の定期異動の際の異動対象者として予定していたところ、た またま同年七月一八日横堀支店(秋田県雄勝郡〈以下略〉所在)の得意先係であつたBが労組専従に就任したことにともない、同支店から年令、担務歴、職務遂行能力等において同人と同程度の後任者の補充を要請してきたので、被控訴人がBと年 令、入行時期が同じで、両名とも入行以来日掛の集金を主体とした得意先係を約八 年間にわたつて担当し、職務遂行能力も普通程度と評価されていることなどの理由 により、被控訴人をBの後任として横堀支店に転勤させたこと、右転勤は通例どお り発令に先だち同年八月一一日被控訴人に内示され、同月一六日発令されたこと、 以上の事実が疏明され、右事実によれば、本件転勤命令は一応前記就業規則の定める「業務上の都合」にもとづいて発せられたものであるということができる。 (二) しかしながら、右の異動理由について更に検討してみると、前掲乙第六八号 証、第七一号証、第七九号証、原審証人A、原審及び当審証人G、当審証人Kの各 証言によれば、被控訴人とBが入行以来得意先係として主に担当してきた日掛の集 金は銀行業務のうちでも最も単純・初歩的な職務で、決して専門的知識や長期間の 経験を必要とするものではなく、現に控訴銀行では日掛の集金を新入行員の教育や訓練のために行わせていること、Bは昭和四二年八月に労組の専従解除後昭和支店において内勤部門たる出納事務を担当しており、被控訴人のみが得意先係以外の職 務に不向きであつたとはみられないこと、控訴銀行の昭和四一年度からの三年計画 によると、横堀支店はむしろ縮小の方向にあり、昭和四二年四月に定員が一名減と なつたこと、が疏明されるのであるから、控訴銀行が本件異動の主たる理由として Bと被控訴人の担務歴の特異性及び共通性を強調し、Bの後任としては被控訴人を あてる以外になかつたかのごとくいうことは、たやすく首肯することができない。 また、前段(一)の認定によれば、被控訴人が本件定期異動の異動対象者にあげら

れたこと自体にはそれ相応の理由がないわけではないが、他方、原審証人Lの証言により成立を認める甲第三三号証、前掲乙第七九、八〇号証及び弁論の全趣旨に徴すると、三年ごとの異動ということは必ずしも絶対的なものではなく、それ以上の期間同一店に勤務している事例が少なくないし、昭和支店におけるD支店長との人間関係の改善という点も、同支店長が被控訴人と同日の異動により他に転出していることからみて異動原案作成当時すでに解消が見込まれていたものと推認されるので、後記のごとき当時の被控訴人の個人事情を考慮するとき、これを斟酌して同人の転出時期を多少猶予してやる等の措置もとれないほどに差しせまつた業務上の必要性があつたものとは認めがたい。

労組は結成当初従業員のほとんど全部がその組合員となり、昭和三七年一月に締 結した労働協約ではユニオン・ショツプ協定や唯一交渉団体協定等も結ばれたが、 同年四月の春闘中に労組の闘争方針に批判的な四〇名位の従業員により従組が結成 されてからは、新入行員が従組に加入したほか、労組員のうちからも労組を脱退して従組に移る者が増え、とくに同年夏労組員――八名を含む一八〇名余の大人事異動が行われた際に大量の労組員が相次いで脱退したことなどのため、昭和三八年春 頃にはすでに労組と従組の勢力関係が逆転し、本件異動当時においては、管理職を 除く全従業員七一八名中従組員が六三六名であつたのに対し労組員はわずか五一名 に減少していたこと、この二つの組合のうち、従組は労使の協調体制を確立して生 産性の向上と利潤の分配に与ることを目的とする穏健な組合であるのに対し、 は結成と同時に全国相互銀行従業員組合連合会(全相銀連)及び秋田県労働組合会 議に加盟し、労働者の権利を守るために闘うという基本姿勢のもとに、昭和三七年 の春闘の際には、上部団体等の支援を得て相当に緊迫した団体交渉を繰りかえし、 これと併行して超過勤務及び宿日直の拒否、リボン闘争、一斉ランチ闘争、時限ス ト、本店等での約四日間に及ぶ全日スト、ピケツトによる入行阻止等を行い、昭和 三八年五月にも賃上げを要求して争議体制をとり、更に、昭和四一年三月一日賃上 げや人事問題等に関して争議通告を発してからは、労組執行部役員がいわゆる指名 ストを反覆し、現在にいたるも右争議体制が解かれていないこと、このような争議 行為ばかりでなく、労組の日常活動もきわめて活発であり、毎年賃上げその他の経 済的要求をしてきたほか、例えば(1)社長や常務が反組合的発言をしたとか、あ るいは支店長らが女子従業員に対する結婚退職の強制・生理休暇の制限、労組員に 対する不当な差別的処遇・労組からの脱退勧誘等をしたとして、その都度労組機関 紙等においてこれを糾弾したり、当該支店長に抗議文の提出、謝罪要求その他の抗 (2) 労組の本部が秋田市にあるところから、その執行部役員に選出 された者を秋田市内店に勤務させることを一貫して要求し、(3)昭和三九年八月 土崎支店二田出張所で発生した現金不足事故について控訴銀行が労組所属の関係従

業員であるC(現在被控訴人の妻)に不足額を弁償させた措置を不当であるとしてこれに抗議するとともに、右抗議行為に関連して銀行側が当時の労組書記長Eに対してなした懲戒処分の撤回を要求し、(4)控訴銀行が昇給、賞与時に行う各従業員の実績査定(メリツト)が不当、不合理で、労組の活動家にのみ不利益な査定との教宣し、(5)従組結成後の人事異動がつねに従組のみを優遇し、労組の弱体化をはかるものであると非難し、昭和四〇年八月前記Eが労組専従から船川支店に復帰を命じられた際には夫婦別居(当時同人の妻は洒田市に居住)を強いる不当転勤であるとしてその撤回運動を展開するなどの諸活動を続け、とくに従組の結成後は、控訴銀行が従組と結託して労組の破壊、弾圧をはかつているとの判断から、銀行側と対決する態度を強めてきたこと、以上のような事実が疏明される。

また、被控訴人は昭和四一年九月一一日秋田市内土崎支店勤務のCと結婚したものであるが、前掲甲第二二号証、第八〇号証、第八二、八三号証、原審証人Nの言によれば、右Cも昭和三七年一月労組に加入し、その後労組の婦任幹事と土崎の分会長をしていること、同女は、昭和三九年八月土崎支店二田出張所において生した前記現金不足事故につき弁償責任を負わされた際、労組を通じてその措置の生した前記現金不足事故につき弁償責任を負わされた際、労組を通じてその措置の不当を訴え、執行部役員とともに銀行側と交渉し、更に、昭和四一年三月土崎支店の普通預金係から庶務係に配置替えとなり、お茶汲みなどを命じられたことに対しても、組合運動を理由とする不当労働行為であるとして労組から同支店長知の状態を合わせ考えると、Cもまた数少ない女子労組員のなかで中心的な存在であつたことを推認するに十分である。

以上(一)ないし(三)認定の各事実を綜合して考察すれば、控訴銀行としては、少数尖鋭化する労組よりも従業員の大多数を擁する穏健な従組の方が好ましいとの見地から、労組に比して従組を優遇し、労組の活動を抑えていく意向であつたことは容易に窺えるところであり、したがつて、労組の活動家である被控訴人及びCが銀行側にとつて必ずしも好ましくない従業員の一人として注目されていたであろうことは推認するに難くない。

また、労組執行委員としての被控訴人の組合活動が労組本部及び控訴銀行本店のある秋田市を中心として行われることは当然であるところ、横堀の右のごとき地理的条件からして、秋田市での執行委員会への出席その他同人の組合活動が時間的、経済的な面で昭和支店勤務当時よりも大幅に制約される結果となつたことは弁論の全趣旨に徴し明らかである。

(二)ところで、前掲乙第三三、三五号証、第八一号証、原審証人A、原審及び当審証人G、当審証人Jの各証言を綜合すると、控訴銀行では、人事異動に当り、従来から業務上の必要性のほか本人の希望にもとづく個人事情も可能なかぎり斟酌することとしており、過去においては、妻の出産を理由に発令を延期したり、秋田市内の夜学に通学中であることを考慮して市外支店への転勤を取り消したり、親の扶養や看病のため親許に転勤させたりした例があり、昭和四一年八月の本件異動に際しても、すでに異動期にありながら、家族を扶養する必要があるとか、病弱であるとかの個人事情により異動対象から外された者が少なからず存在する一方、個人事

情を斟酌されて希望どおり転勤した者としては、田沢湖支店のPが両親を看病すると要から実家のある土崎支店に、十文字支店のQが大館市に単身別居中の病弱なと同居するため比内支店に、弘前支店のRが定年前に郷里で再就職先を捜した名いで理由により酒田支店にそれぞれ転勤を認められたこと、右Pら三の理由により酒田支店にそれぞれ転勤を認められたこと、これに対して、右Pら三のですれも従組員もしくは中立の非労組員であることが、こと被控訴人においる表別居であるには、大きにといるである。とは人事当局に伝えないなることは人を場合である。とは、控訴により表別居を表示するとは、控訴により表別における夫婦共稼ぎは被控訴人の場合が初めてであり、銀行としては情にいいる大婦共稼ぎは被控訴人の場合が初めてであり、銀行としては情にいいている大婦共稼ぎは被控訴人の場合が初めてであり、銀行としては情にいいて、おける大婦共稼ぎはを考えたことがであり、銀行ともやむをえないとなどの理由から、本件転勤により夫婦別居をきたしてもやむをえないた。

四、不当労働行為の成否

そこで、以上の認定にもとづき、本件転勤命令がいかなる事由を主たる動機とし てなされたものであるかを考察するのに、右命令が控訴銀行の業務上の都合のみか ら発せられたものとしてはその合理性と必要性がとぼしいことは前認定のとおりで あり、これに対し、被控訴人は、右命令により自らの組合活動に不便をきたしたほ か、なによりも、近く結婚を予定し秋田市に居住して共稼ぎをする必要から、その事情を具申して秋田市内支店勤務を希望したのに、挙式を三週間後に控えた時期に いたり、かえつて従来の勤務先よりもはるかに遠隔地である横堀に突然転勤を命じ られ、結婚と同時に別居生活を余儀なくされたものであつて、その苦痛ないし不利益が何人の立場からも堪えがたいものであることは社会通念上容易に理解しうると ころである(同居しようとすれば、夫婦の一方が退職するか、夫婦とも通勤可能な 中間地点に住居を構えるかの二途いずれかしかないが、前者は実際上女子の結婚退 職を強いることになりかねないし、後者は、被控訴人夫婦がともに秋田市出身で実 家も同市内にあることなどを斟酌すれば、結婚後の新生活の本拠を秋田市に置いた こともあながち無理からぬものがあり、これを同人らの身勝手であるとはいえな い)。したがつて、かような被控訴人の事情を認識していた控訴銀行の人事当局者 としては、可能なかぎり、かかる苦痛ないし不利益を緩和するよう配慮すべきが当 然であり、先に認定した他の個人事情の斟酌例と比較しても、被控訴人の事情のみ が顧慮するに値いしないほど些々たるものであつたとは認めがたい。しかも、本件のように夫婦が同一企業に勤務している場合にはそうでない場合よりも右のごとき 人事上の配慮をしやすい面があるのであり、結婚直後から夫婦別居を余儀なくされる事例はさほど頻発するものでないことに思いをいたすならば、本件の場合にも、 控訴銀行としては今少しく寛容かつ柔軟な措置をとることが十分期待されてしかる べきであつたということができる。

以上の点に加え、前記二、に認定した控訴銀行における労使関係、労組及び被控訴人の活動状況、これに対する銀行側の態度等を綜合すれば、本件転勤命令は、ひ

つきよう、労組の存在を快しとしない控訴銀行が被控訴人の前記のごとき不利益の 発生を十分認識しながら、同人及びCが労組の活動家ないし組合員であることに対 する反情を主たる動機としてなした差別的取扱いであると推認するのが相当であ

したがつて、右転勤命令は労働組合法第七条第一号の不当労働行為として無効で あるから、他に格別の主張のないかぎり、被控訴人の雇傭契約上の勤務場所は昭和 支店であつて、横堀支店に勤務する義務はないというべきである。

第三、進んで保全の必要性について検討する。 前掲証人Lの証言により成立を認める甲第二八号証、成立に争いのない同第一二 八ないし一三八号証、第一五一号証、原審及び当審における被控訴人本人尋問の結 果によれば、本件転勤命令を受けた被控訴人は、これに従わない場合に解雇される にいたることを避けるため、控訴銀行に対し右命令を承認するものではないことを 留保したうえ横堀支店に赴任し、結婚後は前記のごとき別居生活を続けていたこ と、そして、昭和四二年三月秋田地方裁判所に本件仮処分を申請し、同四三年八月 勝訴の判決を受けた(この事実は記録上明らかである)ので、さつそく旧勤務先で ある昭和支店に出勤したところ、控訴銀行側では、右判決に控訴したから勤務先は まだ昭和支店と決つたわけではないとして、被控訴人に机も仕事も与えず、その後 も給料の支払いその他身分上のことはすべて横堀支店の従業員として取り扱うとの 態度を変えなかつたので、被控訴人は、労組を通じ同年九月二日付内容証明郵便に より、昭和支店での労務の提供を受領するよう控訴銀行に催告し、以来横堀の下宿 先を引き払つて秋田市で妻及び同年一月二七日誕生の長子と同居し、同銀行には出 勤していないことが疏明される。したがつて、被控訴人の前記別居生活は現在一応 解消され、組合運動に従事することも可能ではあるが、この状態がきわめて不安な ものであることは右の事実関係により明らかであるから、その不安定を除去するた めに同人の勤務場所が前記のとおりであることを仮に定める必要があるものという べきである。

第四、してみると、右のごとき仮の地位を定める趣旨において本件転勤命令の効力 停止を求める本件仮処分申請は理由があり、これを認容した原判決は相当である。 よつて、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 恒次重義 神田正夫 佐藤繁)